

大和市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年7月19日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 市立病院
- 2 監査対象期間 平成30年4月～平成31年3月
- 3 監査年月日 令和元年7月19日
- 4 監査の方法 この監査は、市立病院において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 契約に関する事務
 - (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
 - (3) 備品管理に関する事務
 - (4) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (5) 切手の受払に関する事務
 - (6) 交際費の経理に関する事務
 - (7) 診療費用等の徴収に関する事務
 - (8) 診療費用等の還付に関する事務
 - (9) 人間ドック料金の徴収に関する事務
 - (10) 託児料・職員宿舎使用料の徴収に関する事務
 - (11) 採用職員の給与決定、退職金支給及び育児休業者・退職者の復職時調整に関する事務
 - (12) 貯蔵品の管理に関する事務
 - (13) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
 - (14) 企業債の整理に関する事務
 - (15) 職員の被服貸与に関する事務
 - (16) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
 - (17) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
 - (18) 出勤票・休暇届に関する事務

5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(病院総務課)

- 1 行政財産の目的外使用許可に関する事務において、算定を誤り使用料に不足を生じているものがあった。
- 2 貯蔵品の管理に関する事務において、貯蔵品の年度末残高に誤りがあった。
- 3 固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務において、次の点が見受けられた。

(1) 有形固定資産の年度末残高に誤りがあった。

(2) 固定資産除却費に誤りがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。